

「福祉のまちづくり」への御理解と御協力をお願いします

長野県では、「福祉のまちづくり条例」やまちづくり関連施策により障がい者・高齢者をはじめとした日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける方々にやさしいまちづくりの推進を行っています。

「福祉のまちづくり条例」では、一定の施設について障がい者等に配慮した出入口、通路、エレベーターなどの整備基準を定めるとともに、障害者等の移動の円滑化を図り行動範囲を拡大するため車いす用駐車場や点字ブロックの設置についても整備基準を設け、施設の新設等の際には、その基準に適合させるよう努めていただいているところです。

ただ、車いす用駐車場は整備してあっても「障がいのない方が駐車していて利用できなかった。」「車いす用に確保された乗降スペースに他の車がとめられており、乗り降りができなかった。」といった声が多く聞かれます。

目の不自由な方のために設置した点字ブロックの上に自転車が停めてあったり、物が置かれたりして通行の妨げになる事例もあります。

平成18年12月に施行された「[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律](#)」（バリアフリー新法）に基づいて国土交通大臣が定めた「[移動等円滑化の促進に関する基本方針](#)」四一四において国民の責務（[心のバリアフリー](#)）として、高齢者・障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民一人一人の理解と協力が不可欠であるとされています。

また、同基本方針において、市町村は、旅客施設を中心とする地区や、高齢者・障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について基本構想を作成することができるとされており、作成に当たって参考となる「[バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック](#)」を策定しています。

<国民の責務>

- ①高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めること
- ②視覚障害者用誘導ブロックへの駐輪、身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと
- ③必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること 等

障がいのある方などが安心して外出し、社会参加ができるよう県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。